

平成 29 年度東浦町大学連携創生事業費補助金提案募集要領

【補助金の概要】

1 目的

本補助金は、大学（大学院、短期大学を含む。）の教員や学生が行う事業や活動であり、本町の創生に資するものに補助金を交付することによって、若者の活躍を推進し、地域課題の解決及び地域の活性化を図ることを目的とします。

2 対象者

大学に在籍する教員及び学生で構成する団体とし、代表者は教員とします。

3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象者が実施する「東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に資する事業又は活動とします。ただし、平成 30 年 3 月 31 日までに実施完了となる事業に限ります。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業にかかる経費のうち、あいち健康の森プラザホテル（愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山 1 番地の 1）の宿泊費及び交通費とします。ただし、町長が適当でないとする経費は、補助の対象にはなりません。

5 補助金額

補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 とします。

※ 1 事業につき 50 万円又は 1 人 1 事業につき 1 万円のいずれか低い金額を上限とします。

※ 同一の団体による同一の活動に対しては、1 年度につき 1 回交付し、3 回を限度として、年度ごとに補助金の交付について判断します。

※ 本補助金は、補助金の交付を決定した事業に対して、事業完了後に交付します。

6 補助対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から事業完了日又は平成 30 年 3 月 31 日のいずれか早い日までとします。

【提案募集について】

1 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。各書類は、A 4 版 1 枚から 2 枚程度とします。

(1) 補助金等交付申請書（第 1 号様式）

(2) 団体構成員の名簿

※ 補助金等交付申請書（第 1 号様式）の「事業計画」欄には、事業概要、事業実施体制、具体的内容及びスケジュールを記載してください。

2 提出方法

直接持ち込み、郵送、FAX、電子メールのいずれか

3 提出先

〒470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

東浦町役場企画政策部企画政策課

TEL：0562-83-3111（内線 290）

FAX：0562-83-9756

E-mail：kikaku@town.aichi-higashiura.lg.jp

4 提出期間

平成 29 年 7 月 7 日（金）から 8 月 4 日（金）午後 5 時まで

※郵送の場合は必着とします。

5 提案の審査、審査結果の通知

提出された書類を審査し、平成 29 年 8 月末日をめどに、審査結果を申請者全員に郵送で通知します。

6 その後の流れ

審査の結果、採択事業として選定された事業については、事業完了後、東浦町補助金等交付規則及び東浦町大学連携創生事業費補助金交付要綱に基づき、事業実績の報告と補助金の交付請求を行ってください。

7 その他

（1）提出書類により取得した個人情報につきましては、東浦町大学連携創生事業費補助金に関すること以外には使用しません。ただし、団体の名称や企画内容を町ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

（2）提出書類の返却はいたしません。

8 問合せ先

東浦町役場企画政策部企画政策課

TEL：0562-83-3111（内線 290）

E-mail：kikaku@town.aichi-higashiura.lg.jp